

土壤污染情報公開台帳（基準適合台帳）

〈留意事項〉

※1 土壤等の汚染状況における基準適合とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。

※2基準適合と記載のある場合であっても、条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壤調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壤汚染がないことを保証するものではありません。

※3所在地は調査対象区域として設定した範囲を示します。

※4汚染のおそれ無とは、汚染状況調査において、特定有害物質の使用・排出等による土壤汚染のおそれが確認されなかった旨を指します。

※5試料採取等対象物質に第一種特定有害物質の記載がある場合は、その分解生成物も試料採取等対象物質として調査を実施しています。

※6HP上の注意事項・免責事項を必ずご一読ください。